

旧表記（2026 年 4 月 1 日改定版：v3.10）	新表記（2026 年 10 月 1 日改定版：v3.11）	内容
第 3 条（約款の適用） ～ 3. 貸渡人は、本約款等の趣旨、法令および一般の慣習に反しない範囲で特約を付すことに応ずることがあります。特約を付した場合には、本約款等の趣旨に反しない限り、その特約が本約款および本細則に優先するものとします。	第 3 条（約款の適用） ～ 3. 貸渡人は、本約款等の趣旨、法令および一般の慣習に反しない範囲で特約（<u>特定のステーションまたは特定のカーシェアリング車両のみに適用される特約を含みますが、これに限られません。</u>）を付すことに応ずることがあります。特約を付した場合には、本約款等の趣旨に反しない限り、その特約が本約款および本細則に優先して適用されるものとします。	特約について、特定のステーションや車両のみに適用される場合があることを明記しました
第 33 条（賠償責任） 1. 会員は、カーシェアリング車両および備品を利用して第三者または貸渡人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、貸渡人の責に帰すべき事由による場合を除きます。また、カーシェアリング車両および備品の利用により会員自身に損害が発生した場合、本条第 3 項の場合を除き、貸渡人はその損害を賠償しないものとします。 2. 前項に定めるほか、第 15 条第 4 項によって貸渡契約が終了した場合または会員がカーシェアリング車両および備品に損傷等を与えた場合、会員は貸渡人に対して、料金表に基づき、営業補償の一部（ノンオペレーションチャージ）を支払うものとします。なお、会員が希望する場合、貸渡契約の予約時に、上記の営業補償を免除するサービスを利用することができます。 3. 貸渡契約の履行に際して貸渡人の責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、貸渡人に故意または重大な過失がある場合を除いて、貸渡人は通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における当該会員の利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害および逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。	第 33 条（賠償責任） 1. 会員は、カーシェアリング車両および備品を利用して第三者または貸渡人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、貸渡人の責に帰すべき事由による場合を除きます。また、カーシェアリング車両および備品の利用により会員自身に損害が発生した場合、本条第 3 項の場合を除き、貸渡人はその損害を賠償しないものとします。 2. 前項に定めるほか、第 15 条第 4 項によって貸渡契約が終了した場合または会員がカーシェアリング車両および備品に損傷等を与えた場合、会員は貸渡人に対して、料金表に基づき、営業補償の一部（ノンオペレーションチャージ）を支払うものとします。なお、会員が希望する場合、貸渡契約の予約時に、上記の営業補償を免除するサービスを利用することができます。 3. 前各項に定めるほか、カーシェアリング車両または備品が損傷し貸渡が不可能になった場合は、会員は貸渡人に対して、当該車両もしくは代替車両が貸渡可能な状態になるまでの原状回復費用を賠償する義務を負います。なお、原状回復費用には貸渡に必要な IOT 車載機器等の設置費用や、遠隔地・島嶼部等の場合は海上輸送・陸送実費等を含みます。ただし、カーシェアリング車両が滅失した場合に会員が負担する額は、当該車両の時価額に相当する額に上記費用を加えた額を基準とし、第 34 条の補償により填補される部分を除きます。 4. 貸渡契約の履行に際して貸渡人の責に帰すべき事由により会員に損害が生じた場合には、貸渡人に故意または重大な過失がある場合を除いて、貸渡人は通常生ずべき現実の損害についてのみ、当該貸渡契約における当該会員の利用料金相当額を上限として損害賠償責任を負うものとし、特別の事情によって生じた損害および逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。	カーシェアリング車両の損傷に関する賠償責任について、原状回復費用の範囲を明記しました。
第 34 条（補償） 1. 会員がカーシェアリング車両の利用中の自動車事故について賠償責任を負うときは、貸渡人がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約および貸渡人の定める補償制度により、次の限度内の保険金または補償金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金または補償金は給付されません。 (1) 対人補償：1 名につき無制限(自動車損害賠償責任保険も含みます) (2) 対物補償：1 事故につき無制限(免責額 0 万円) (3) 車両補償：1 事故限度額時価額(免責額 5 万円) ※料金表に定める安心サポートに加入した貸渡契約に関しては、車両補償の免責額を 0 万円として取り扱います。 (4) 人身傷害補償：1 名につき 5,000 万円まで 【保険約款の免責事由】 1. 無免許運転による事故である場合 2. 故意または重大な過失による事故である場合 3. 脳疾患・疾病・心身喪失による事故である場合 4. 酒気帯び運転による事故である場合 2. 保険金が給付されない損害および前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員の負担とします。 3. 本約款等に対する違反行為があった場合は第 1 項に定める保険金または補償金は支払われません。	第 34 条（補償） 1. 会員がカーシェアリング車両の利用中の自動車事故について賠償責任を負うときは、貸渡人がカーシェアリング車両について締結した損害保険契約および貸渡人の定める補償制度により、次の限度内の保険金または補償金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金または補償金は給付されません。 (1) 対人補償：1 名につき無制限(自動車損害賠償責任保険も含みます) (2) 対物補償：1 事故につき無制限(免責額 0 万円) (3) 車両補償：1 事故限度額時価額(免責額 5 万円) ※料金表に定める安心サポートに加入した貸渡契約に関しては、車両補償の免責額を 0 万円として取り扱います。 (4) 人身傷害補償：1 名につき 5,000 万円まで 【保険約款の免責事由】 1. 無免許運転による事故である場合 2. <u>故意、重大な過失または安全運転義務に違反したこと</u>による事故である場合 3. 脳疾患・疾病・心身喪失による事故である場合 4. 酒気帯び運転による事故である場合 2. 保険金が給付されない損害および前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、会員の負担とします。 3. 本約款等に対する違反行為があった場合は第 1 項に定める保険金または補償金は支払われません。	速度超過、わき見運転などの安全運転義務違反による事故の場合、保険金又は補償金の対象にならないことを明記しました。

旧表記（2026 年 4 月 1 日改定版：v3.10）	新表記（2026 年 10 月 1 日改定版：v3.11）	内容
	第 35 条（ステーション内で発生したトラブル） 貸渡人は、貸渡人の責に帰すべき事由がある場合を除き、ステーション内で発生した会員間または会員と第三者間の事故、盗難、損害および紛争等のトラブルについて、一切の責任を負わず、会員は自己の責任と費用においてこれらを解決するものとしします。	ステーション内でトラブルが発生した際の責任について明記しました。
	以下条ずれ	